

当院は、関東甲信越厚生局に以下の施設基準の届出を行い、適切な医療体制を整えています。

1. 診療報酬算定項目の分かる明細書発行について

当院では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。明細書には、行われた検査や手術の名称、使用した医薬品の名称などが記載されます。明細書の発行を希望されない場合は、会計窓口にてその旨をお申し出ください。

(カルテ開示や保険請求などで使用する、診療報酬明細書の複写ならびに複写については自費区分になるため、有料となります)

会計時にお渡ししている診療明細書自体は無料ですが、厚生労働省の診療規定に伴い、明細書発行体制加算を保険請求させていただきます。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、診療明細書の発行を行っております。医療費の透明性向上のため、ぜひご活用ください。

電子的診療情報連携体制整備加算を算定する場合は、同時に明細書発行体制加算を算定することはありません。

2. 情報通信機器を用いた診療(オンライン診療)について

当院では、情報通信機器を用いた診療(オンライン診療)を行っております。なお、初診からオンライン診療を行う場合、麻薬及び向精神薬の処方法律により行うことができません。

3. 外来感染対策向上加算および「第二種協定指定医療機関」について

当院は、院内感染予防対策として、組織的な感染防止対策及び以下の取り組みを実施しています。また、都道府県と医療措置協定を締結している「第二種協定指定医療機関」として、新興感染症の発生時等に発熱患者等の診療を行う体制を整えています。

- ・院長を感染管理者とし、全職員で院内感染対策を推進します。
- ・標準的感染予防策を踏まえた院内感染対策マニュアルを作成し、遵守しています。
- ・全職員を対象とした院内感染対策研修を年2回以上定期的に開催しています。
- ・感染性の高い疾患(インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症など)が疑われる場合は、一般の患者様と動線を分けた診療スペースを確保して対応します。
- ・抗菌薬の適正使用に関する手引きに基づき、適切な処方に努めています。
- ・地域の基幹病院等と連携し、定期的に院内感染対策の評価・指導を受けています。

感染防止対策を講じた上で、感染症を疑われる患者様の診療を行った場合、月1回に限り「発熱患者等対応加算」を算定いたします。また、これに伴い「外来感染対策向上加算」等を算定しております。

4. 電子的診療情報連携体制整備加算について

当院では、医療DX(デジタルトランスフォーメーション)を通じて、より質の高い医療の提供に取り組んでいます。

- (1) オンライン請求を行っております。
- (2) 診療明細書を無料で発行できる体制があります。
- (3) オンライン資格確認を行う体制を有しています。
- (4) オンライン資格確認で取得した診療情報を、問診や診察を行う診察室または、読影を行う環境下において、医師が閲覧又は、活用できる体制を有しています。
- (5) マイナンバーカードの保険証利用の使用について、一定の実績を有しています。
- (6) 医療DX推進の体制に関する事項及び質の高い診療を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して診療を行うことについて、当該保険医療機関の見やすい場所、及びウェブサイト等に掲示いたします。
- (7) 電子処方箋を発行できる体制があります。
- (8) 電子カルテ情報共有サービスを活用できる体制については、当該サービスの対応予定です。

5. 短期滞在手術等基本料1について

当院では、日帰り手術を安全に行うための専門的な環境(手術室、リカバリールームなど)および、適切な看護師等の人員配置、緊急時の連携体制の施設基準を満たし、届出を行っています。対象となる日帰り手術を実施した際には、日帰り手術に関わる術前・術後の管理、定型的な検査、画像診断等の費用が含まれた包括的な点数である「短期滞在手術等基本料1」を算定いたします。

対象手術:

下肢静脈瘤血管内焼灼術、下肢静脈瘤手術(硬化療法)、下肢静脈瘤血管内塞栓術、痔核手術(脱肛を含む)(硬化療法(四段階注射法))、肛門ポリープ切除術、肛門尖圭コンジローム切除術

6. ベースアップ評価料(1)について

当院では、2024年6月施行の診療報酬改定により、「ベースアップ評価料」を算定し、その一部を患者様にご負担頂いております。本評価料は医療従事者の処遇改善にその全額を充当することにより、物価高騰の中、医療従事者が安心して職務に従事することを目的としております。ご理解のほど、何卒よろしくお願い申し上げます。

7. 夜間・早朝等加算について

厚生労働省の診療規定に伴い、一部時間帯の診療における加算が設定されております。

受診する以下の場合に診察料(初診料または再診料)に50点が加算されます。

- ・平日の18時以降に来院、受診したとき
- ・土曜日の12時以降に来院、受診したとき

上記時間帯は、実際の診察時間内、予約診療を受けられる方であっても加算の対象となりますので、あらかじめご了承ください。